

# 家庭用インクジェットプリンターの印刷コスト表示に関するガイドライン第3版

略称：「家庭用I」プリンター印刷コスト表示のガイドライン第3版」

2022年7月20日

JEITA プリンター技術分科会  
プリンターに関するJEITA規格対応PG

## 1. 背景

IS 部会 情報端末事業委員会 プリンター技術分科会では 2005 年8 月1 日に全国家庭電気製品公正取引協議会の類例にインクジェットプリンターが加えられたことを契機に、家庭用インクジェットプリンターにおける印刷コスト表示に関する統一基準を検討し、「家庭用インクジェットプリンターの印刷コスト表示に関するガイドライン」(以降、第1版と呼ぶ)としてまとめ、2006 年8 月に発行いたしました。

第1版に基づいた印刷コストの表示は2006 年9 月発売の新製品より行ってまいりました。印刷コストの算出に当たっては、イールド枚数\*(一つのインクカートリッジで印刷が可能な枚数)の算定が重要な要素となります。第1版では、一般文書については一般文書イールド測定方法ISO/IEC24711及び一般文書イールドチャートISO/IEC24712(第1版発行当時はFDIS 段階でしたが、共に2007 年1月に発行)に準拠しました。また、写真画像のイールド枚数算定については、JBMA(社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会)により2006 年3 月に制定された写真イールド測定方法JBMS-77-2006 および写真イールドチャートJBMS-78-2006 に準拠しました。

第1版では、上述した文書および写真のイールド規格を使用し、印刷コストの算出を行い表示してまいりましたが、写真画像イールド枚数算定の国際規格(ISO/IEC29102 および29103)の発行が、2011 年8 月に完了したことから、第2版では写真画像イールドの算出規格としてISO/IEC29102 および29103 を使用する変更を行いました。これによりL判サイズ(フォト印刷)の場合の印刷コストの算出方法が変更となりました。

その後、2019年12月にモノクロ専用インクジェットプリンターのイールド測定方法の国際規格(ISO/IEC22505)が発行されたことから、第3版ではモノクロ専用インクジェットプリンターにおける一般文書のイールド枚数の算出についてはISO/IEC22505を使用することとする変更を行いました。

カラーインクジェットプリンターにおけるA4サイズ(文書印刷)およびL判サイズ(フォト印刷)の印刷コストの算出方法について、第3版での変更はありません。ただし、ガイドラインをわかりやすいものとするために、いくつかの個所で表現の修正を行っております。

\*インクジェットプリンターのイールド枚数は、印刷モード、印刷原稿、印刷間隔、印刷環境(システムあるいは周囲環境)、ユーザーメンテナンスの種類や頻度、寿命の考え方など、各種要因により変動します。本ガイドラインで使用する試験法は、これら各種の要因を実使用に近い形で標準化することによって、プリンター用インクカートリッジのイールド枚数算出方法を規定したものです。

## 参照規格及び規格名称

- ISO/IEC24711 : 「Information technology Office equipment Method for the determination of ink cartridge yield for colour inkjet printers and multi-function devices that contain printer components」
- ISO/IEC24712 : 「Colour test pages for measurement of office equipment consumable yield」
- ISO/IEC29102 : 「Information technology Office equipment Method for the determination of ink cartridge photo yield for colour printing with inkjet printers and multi-function devices that contain inkjet printer components」
- ISO/IEC29103 : 「Information technology Office equipment Colour photo test pages for measurement of ink cartridge yield for colour photo printing」
- ISO/IEC19752 : 「Information technology Method for the determination of toner cartridge yield for monochromatic electrophotographic printers and multi-function devices that contain printer components」
- ISO/IEC22505 : 「Information technology Method for the determination of ink cartridge yield for monochrome inkjet printers and multi-function devices that contain inkjet printer components」

## 2. 目的

本ガイドラインの目的は、家庭用インクジェットプリンターの印刷コスト算出方法及び印刷コスト表示方法の統一基準を提供することです。この統一基準により、プリンター購入予定者は、プリンター本体の商品選択において、各プリンター間での印刷コストを比較検討することができるようになります。

## 3. 適用範囲

このガイドラインは、家庭用インクジェットプリンターにおける印刷コストを、広告活動や宣伝活動のため、メーカーの製品カタログやホームページ及びこれらに類する媒体において記載する場合のコスト算出方法及びコスト表示方法について示したものです。

ただし家庭用以外でも、上記のイールド測定に関する国際規格又は国内規格が適用可能なインクジェットプリンターについては、本ガイドラインを適用することができます。

また近年、インクカートリッジ交換式ではなくインクボトルからインクを補充する方式（以下、インクボトル方式と記載）の大容量インクジェットプリンターが増加していますが、2022年5月現在、インクボトル方式のイールド枚数の算出方法に関する国際規格又は国内規格が存在しないため、本ガイドラインではインクボトル方式のインクジェットプリンターにおける印刷コスト算出及びコスト表示は適用範囲に含めません。\*

\*ただし、インクボトル方式のインクジェットプリンターの印刷コストを独自の方法で算出する場合、測定に使用するチャートについては本ガイドラインの「6. 印刷コストの算定」に示されたチャートと同じチャートを使用するとともに、印刷コスト算出に使用したチャートを明記することを推奨します。

#### 4. 適用の時期

モノクロ専用インクジェットプリンター製品の印刷コストについては、第2版に基づく印刷コスト表示と第3版に基づく印刷コスト表示が混在することによる消費者の混乱を避けるため、第3版に基づく印刷コストの表示は2023年1月1日以降に発売の家庭用インクジェットプリンターに適用するものとします。

第3版の発行日より以前に発売のモノクロ専用インクジェットプリンター製品については、第2版に基づいた表示が適用されますが、第3版の発行日以降に行う印刷コスト表示は第3版に基づく表示をしても問題ありません。

ただし、第2版と第3版の表示が混在する場合は、いずれの表示であるのか誤認がないようにする必要があります。

#### 5. 用語の定義

家庭用プリンター	一般家庭をメインターゲットとしたプリンター。
イールド枚数	印刷消耗品の耐用枚数。そのプリンターの消耗品として販売されているインク又はインクカートリッジ1個で、印刷可能な印刷物の総枚数。
印刷コスト インクコスト	印刷物1枚あたりのインクコスト、又はインクコストと用紙コストの合計コスト。 印刷物1枚あたりに使用するインクのコスト。
用紙コスト	印刷に使用する用紙の1枚あたりのコスト。
第一の印刷コスト	本ガイドラインに沿った統一基準で求められた印刷コスト。文書印刷の場合の第一の印刷コストはインクコストのみとし、フォト印刷の場合の第一の印刷コストはインクコストと用紙コストの合計値とします。
第二の印刷コスト	第一の印刷コストを補足するために任意に表示することができる印刷コスト。第一の印刷コストとの混同や、誤認を招かないように配慮が求められます。具体的な例は7-1項に記載しています。

インクカートリッジ	交換が容易で印刷インクが内包された容器。本ガイドラインでは、印刷用ヘッドと印刷インク容器が一体になった一体型インクカートリッジも含めてインクカートリッジと呼びます。また、インク色ごとに独立したインクカートリッジと、複数のインク色が一体化されたインクカートリッジの両方を意味します。
普通紙	一般で広く使用されている普通用の紙のことで、特にコーティングなどされていない用紙。リサイクル用紙も含まれます。
写真用紙	特に写真画像などの高精細な画像を印刷するのに適した、インクジェット専用の用紙。マット処理されたマット写真用紙、光沢をもたせた光沢写真用紙、前二者の間である半光沢写真用紙、表面を加工し絹目調などの質感をもたせた写真用紙などがあります。
メーカー推奨写真用紙	そのプリンターメーカーが推奨している写真用紙。1 台のプリンターに対して、複数の推奨写真用紙が設定されている場合もあります。

## 6. 印刷コストの算定

### 6-1 印刷サイズと印刷モード

印刷コスト算出に用いる印刷サイズと印刷モードは、印刷コストに対して重要な因子となります。インクジェットプリンターで印刷される印刷物は、普通紙に印刷する一般文書と、写真用紙に印刷する写真画像に代表されるため、本ガイドラインでは、対象が家庭用インクジェットプリンターであることを考慮し、一般文書を A4 サイズ (210×297mm) で、写真画像を L 判写真サイズ (89×127mm) でそれぞれ代表し、2 種類の印刷サイズで印刷コストを算出することとしました。

本ガイドラインでは、以下印刷サイズをいう場合、A4 サイズ (文書印刷) 及び L 判サイズ (フォト印刷) といいます。

また、印刷モードについては、イールド枚数測定の際に準拠するそれぞれの規格では、初期設定の印刷モードで行うことになっています。したがって A4 サイズ (文書印刷) の場合はプリンターの用紙設定において「普通紙」を選択した際の初期設定の印刷モード、L 判サイズ (フォト印刷) の場合は「メーカー推奨の写真用紙」を選択した際の初期設定の印刷モードとなります。

しかしながら、プリンターによっては、上記 2 サイズの印刷を行えないもの、あるいはそのプリンターの用途として A4 サイズ (文書印刷) あるいは L 判サイズ (フォト印刷) の両方の印刷を訴求しない場合があります。

そのような場合は、一般文書か写真画像の何れか一方のみの表示を行うこととします。上記 A4 サイズ (文

書印刷)及びL判サイズ(フォト印刷)以外の印刷サイズの印刷コストを表示する場合の指針については、8-2を参照してください。

## 6-2 A4 サイズ(文書印刷)の場合のイールド試験方法

以下、特にバージョンの指定がない規格については、その規格の最新版を使用するものとします。

モノクロ専用のインクジェットプリンターの場合、モノクロインクジェットプリンターのイールド測定方法 ISO/IEC22505 に規定される方法で、インクカートリッジのイールド枚数を求めます。ISO/IEC22505 には測定用のモノクロ原稿も含まれています\*。

カラーインクジェットプリンターの場合、一般文書イールド測定方法 ISO/IEC24711 に規定される方法で、各インクカートリッジのイールド枚数を求めます。測定用原稿としては、一般文書イールドチャート ISO/IEC24712(カラー原稿)、ISO/IEC19752(モノクロ電子写真プリンター用のモノクロ原稿)\* を使用します。

\*2022年2月現在、ISO/IEC19752のモノクロ原稿とISO/IEC22505のモノクロ原稿のチャートは同一です。

## 6-3 L判サイズ(フォト印刷)の場合のイールド試験方法

カラーインクジェットプリンターにおける写真イールド測定方法 ISO/IEC29102 に規定される方法で、各インクカートリッジのイールド枚数を求めます。測定用原稿としては、写真イールドチャート ISO/IEC29103 を使用します。

## 6-4 印刷コストの算出方法

A4 サイズ(文書印刷)の場合の印刷コストは、インクコストのみを算出します(6-7 参照)。L判サイズ(フォト印刷)の場合の印刷コストはインクコストと用紙コストの合計のインク・用紙合計コストを算出します(6-8 参照)。

インクコストは、各インクカートリッジのイールド枚数と、各インクカートリッジの販売価格から計算により求めます。用紙コストは、メーカー推奨写真用紙の販売価格から計算により求めます。

## 6-5 インクカートリッジの価格

印刷コストの算出に用いるインクカートリッジの価格は、メーカー希望小売価格がある場合はメーカー希望小売価格とします。メーカー希望小売価格が無い場合はそのメーカーのオンラインショップの価格とします。オンラインショップを有さないメーカーの場合は、特定のオンラインショップ価格を用いることとします。

インクカートリッジの商品構成上、複数のインクカートリッジをまとめて一つの商品(マルチパック)となっているものがありますが、印刷コスト算出に使用するインクカートリッジの価格は、最小販売単位のものとします。

また、用紙などとのセット商品（バリューパックなどの名称）の価格はたとえインクカートリッジ単体分離価格が表示されていても使用することができません。ただし、最小販売単位のインクカートリッジによる印刷コストを表示した上で、当該セット商品の商品説明の部分に、セット商品を使用した場合の印刷コストを表示することができます。なお、オンラインショップ価格を採用した場合は、印刷コストの表示とともに、オンラインショップ名称、URL 及びその販売価格で販売していた時点（年月日）を表示するものとします。

## 6-6 メーカー推奨写真用紙の価格

印刷コストの算出に用いる写真用紙の価格は、当該プリンターのメーカーが、当該プリンターの写真用紙として推奨している L 判サイズのメーカー推奨写真用紙の価格とします。多くの場合、写真用紙においては入り数違いの商品設定がなされており、入り数が異なることにより 1 枚あたりの価格が変動しますが、当該プリンターメーカーのオンラインショップ以外の一般市場において流通している商品であれば、用紙コストの計算に使用することができ、入り数は限定しません。ただし、算出の条件の一つとして入り数の記載を行う必要があります。

用紙価格の場合も、インクカートリッジ価格の場合と同様に、メーカー希望小売価格がある場合はメーカー希望小売価格とします。メーカー希望小売価格が無い場合はそのメーカーのオンラインショップの価格とします。オンラインショップを有さないメーカーの場合は、特定のオンラインショップ価格を用いることとします。オンラインショップの価格を使用した場合は、印刷コストの表示とともに、オンラインショップ名称、URL 及びその販売価格で販売していた時点（年月日）を表示するものとします。

## 6-7 A4 サイズ（文書印刷）の場合の印刷コストの求め方

A4 サイズ（文書印刷）の印刷コスト（インクコスト）は以下の式で求めます。

当該プリンターが、 $i$  種類のインクカートリッジを使用するとし、一般文書イーールド測定方法 ISO/IEC24711 及び一般文書イーールドチャート ISO/IEC24712（モノクロ専用インクジェットプリンターの場合は ISO/IEC22505）により求めたインクカートリッジイーールド枚数を、

インクカートリッジ I1・・・M1 枚

インクカートリッジ I2・・・M2 枚

インクカートリッジ I3・・・M3 枚

インクカートリッジ I $i$ ・・・M $i$  枚 とし

価格がそれぞれ、I1 が P1 円、I2 が P2 円、I3 が P3 円、・・・I $i$  が P $i$  円（いずれもオンラインショップ税込み価格）としたとき、そのプリンターの A4 サイズのインクコスト IX は、以下の式で求められます。

$$IX=P1/M1 + P2/M2 + P3/M3 + \dots + P_i/M_i$$

したがって、

A4 サイズの印刷コスト =  $IX = P1/M1 + P2/M2 + P3/M3 + \dots + Pi/Mi$

となります。

## 6-8 L 判サイズ (フォト印刷) の場合の印刷コストの求め方

L 判サイズ (フォト印刷) の場合の印刷コストは以下の式で求めます。

当該プリンターが、 $i$  種類のインクカートリッジを使用するとし、写真イーールド測定方法 ISO/IEC29102 及び写真イーールドチャート ISO/IEC29103 により求めたインクカートリッジイーールド枚数を、

インクカートリッジ  $I1 \dots M1$  枚

インクカートリッジ  $I2 \dots M2$  枚

インクカートリッジ  $I3 \dots M3$  枚

インクカートリッジ  $Ii \dots Mi$  枚 とし

価格がそれぞれ、 $I1$  が  $P1$  円、 $I2$  が  $P2$  円、 $I3$  が  $P3$  円、 $\dots$ 、 $Ii$  が  $Pi$  円 (いずれもオンラインショップ税込み価格) としたとき、そのプリンターの L 判サイズのインクコスト  $IX$  は、以下の式で求められます。

$IX = P1/M1 + P2/M2 + P3/M3 + \dots + Pi/Mi$

また、測定に用いた推奨写真用紙が、 $L$  枚の入り数で、 $PL$  円 (オンラインショップ価格、税込み) のとき、L 判サイズの内紙コスト  $LX$  は

$LX = PL/L$

したがって、

L 判サイズの印刷コスト =  $IX + LX = P1/M1 + P2/M2 + P3/M3 + \dots + Pi/Mi + PL/L$

となります。

## 7. 印刷コストの表示

当該プリンターの製品カタログや製品情報を記載しているホームページ及びこれらに類する媒体において、当該プリンターの印刷コストの表示方法について示します。

## 7-1 第一の印刷コストと第二の印刷コスト

本ガイドラインに沿って表示する印刷コストには、第一の印刷コストと第二の印刷コストの2種類があります。

第一の印刷コストは、そのプリンターの購入予定者、潜在顧客に対して提示する印刷コストであって、顧客の商品選択及び他社競合品との比較の際の重要な因子のひとつとなるものです。したがって、優良誤認の無いように条件をできるだけ同じにして得られたものでなければなりません。

もう一つが、前記第一の印刷コストを補足するために提示する印刷コストであり、これを第二の印刷コストと呼びます。例えば、第一の印刷コストの内訳のコストや、条件を一部変更した場合の印刷コストのことを言います。このコストについては、第一の印刷コストとの誤認が無いように、文字大きさを小さくする又は記載場所を第一の印刷コスト表示から離れた場所にするなど配慮する必要があります。

また、A4 サイズ(文書印刷)、L 判サイズ(フォト印刷)以外の印刷サイズの印刷コスト表示を行う場合は、A4 サイズ、L 判写真サイズではないことを容易に理解できるような配慮を行う必要があります。

## 7-2 一般文書の場合の印刷コスト表示方法

6-7 に記す手順で求めた A4 サイズの普通紙印刷のインクコストを第一の印刷コストとして表示します。用紙コストは含めません。その理由は、使用する用紙が普通紙であり、普通紙の製造者、製品を特定することが困難であること、また「普通」紙であるため特定することがふさわしくないこと、及びほとんどのプリンターメーカーは、当該プリンターの専用紙として普通紙を販売していない現状があることです。したがって一般文書の場合の第一の印刷コストは、インクコストを表示するものとします。

表示する際のコスト名称としては、【インクコスト】\*とします。表示にあたっては、小数点以下第二位を切り上げ、小数点以下第一位までの金額を記載するものとします。また、この金額は税込みの金額とし、【 円(税込み)】\*と表示するものとします。一般文書の場合の第二の印刷コストとしては、サイズを A3 とした場合や、容量違いのインクカートリッジを使用した場合、あるいは当該メーカーの普通紙商品がある場合の用紙コストなどが考えられます。

第一の印刷コスト、第二の印刷コスト共に、コスト算出に使用したインクカートリッジ品名(入り数も含む\*\*), 希望小売価格かオープン価格の区別、オープン価格の場合はオンラインショップ名と URL 及びその価格を表示していた時点などを印刷コストの近傍に記載するか、もしくは条件記載の場所への誘導文を記載する必要があります。また、算出に使用した商品価格を表示する場合は、印刷コスト算出のために使用した数値であることを明記することを推奨します。

\* 【 】は強調のために使用したものであり、印刷コスト表示の際に使用しなくとも問題ありません。

\*\* 入り数が1種類の商品しかない場合は入り数の表示は省略してかまいません。同一品名で入り数が異なる複数の商品設定がある場合、コスト算出に使用した商品の入り数を表示します。

## 7-3 写真画像の場合の印刷コスト表示方法

L 判写真の場合の第一の印刷コストは、インクコストと用紙コストの合計値とし、6-8 に記す手順で求めた L 判写真サイズの印刷コストとします。

表示する際のコスト名称としては、【インク・用紙合計コスト】\*とします。表示にあたっては、小数点以下第二位を切り上げ、小数点以下第一位までの金額を記載するものとします。また、この金額は税込みの金額とし、【 . 円（税込み）】\*と表示するものとします。また、必要に応じて税抜きの金額表示を付加することができます。

写真画像の場合の第二の印刷コストとしては、インクコストと用紙コストを分離表示したもののほか、L 判以外のサイズの印刷コスト、用紙種又は用紙サイズを変更した場合の印刷コストなどが考えられます。

また、第一の印刷コスト及び第二の印刷コスト共に、コスト算出に使用したインクカートリッジ品名（入り数も含む）、推奨写真用紙の品名（入り数も含む\*\*）、希望小売価格かオープン価格の区別、オープン価格の場合はオンラインショップ名と URL 及びその価格を表示していた時点などを、印刷コストの近傍に記載するか、もしくは条件記載の場所への誘導文を記載する必要があります。また、算出に使用した商品価格を表示する場合は、印刷コスト算出のために使用した数値であることを明記することを推奨します。

また、第一の印刷コスト及び第二の印刷コスト共に、使用した写真用紙の種別を用紙品名に付記するものとします。写真用紙の種別は、光沢、半光沢、マット、絹目などの表面状態を表す種別とし、商品名にこれらの名称が含まれている場合は、種別表示を省略することができます。

\* 【 】は強調のために使用したものであり、印刷コスト表示の際に使用しなくとも問題ありません。

\*\* 入り数が 1 種類の商品しかない場合は入り数の表示は省略してかまいません。同一品名で入り数が異なる複数の商品設定がある場合、コスト算出に使用した商品の入り数を表示します。

#### 7-4 その他の表示

印刷コスト表示を補足することを目的として各インクカートリッジのイールド枚数の記載を行う場合は、イールド枚数測定に用いた一般文書イールド測定方法 ISO/IEC24711 及び写真イールド測定方法 ISO/IEC29102 の規定によるものとします。これらのイールド枚数の表示については、印刷コストの近傍に記載することを推奨します。

また、印刷コスト算出条件（イールド枚数測定のため準拠した規格名称\*、測定の概略、測定に使用した原稿、測定に使用した PC 環境、印刷に使用したアプリケーションソフトなど）や印刷コストに関する補足事項（印刷コストが使用する用紙及び印刷モードあるいは印刷原稿などにより変動すること、印刷の頻度や印刷環境などにより変動することなど）については、印刷コストの近傍に記載するか、もしくは条件記載の場所への誘導文を記載するようにします。

印刷コストの近傍にプリント速度を記載する場合は、印刷コストの算出条件とプリント速度の算出条件が同一であるかのように顧客が誤認しないよう、配慮してください。

## 8. その他

### 8-1 特定者向けプリンターの印刷コストの税の表示

不特定多数向けの広告媒体でないものについては本ガイドラインの適用外となっています。この理由は、特定者向けのカatalogなど広告媒体上において、本ガイドライン適用プリンター以外のビジネス向け機器との併記を行う場合に、税込み金額と、税抜き金額の混在による、顧客の優良誤認の可能性があるためです。

ただし、税抜き金額を単独表示する場合は、消費税法との関係もありますので、十分検討を行った上で単独表示をするようにしてください。

### 8-2 A4 サイズ（文書印刷）及びL判サイズ（フォト印刷）以外の用紙での印刷コスト算出

#### 8-2-1 文書印刷の場合

一般文書イーールド測定方法 ISO/IEC24711 及び一般文書イーールドチャート ISO/IEC24712 を流用してイーールド枚数を測定する場合、一般文書イーールドチャート ISO/IEC24712 は、A4 サイズの原稿であるため、使用する用紙に合わせるため縮小又は拡大が必要になります。印刷コスト表示と共に、規格と異なる条件を記載するなど必要と考えられます。

印刷コストの計算は、6-7 に記載の方法に準じて行うものとします。

#### 8-2-2 フォト印刷の場合

写真イーールド測定方法 ISO/IEC29102 及び写真イーールドチャート ISO/IEC29103 は、L判サイズまたは4×6インチサイズでの試験方法を前提にイーールド測定を規格化したものであるため、所望のサイズでのイーールド測定をするために、測定の諸条件の変更発生が予見されます。その場合は、規格と異なる条件を記載するなど必要と考えられます。

印刷コストの計算は、6-8 に記載の方法に準じて行うものとします。

## 9. 解説

### 参照するイーールド試験法

第1版では、写真イーールド測定方法及びチャートの国際規格が初期検討段階であったために、国内の業界規格である写真イーールド測定方法 JBMS-77-2006 及び写真イーールドチャート JBMS-78-2006 を採用した経緯があります。

第2版では、国際規格が制定されたため、写真イーールド測定方法 ISO/IEC29102 及び写真イーールドチャート ISO/IEC29103 に準拠する変更を行いました。

第3版では、モノクロインクジェットプリンターにおけるイールド測定方法 ISO/IEC22505 に対応する変更を行いました。なお、第3版の発行時点では、第2版に基づいた印刷コスト表示がされている製品があるため、購入者の混乱を避けるべく、第3版に基づく表示を開始する時期、その方法について「4. 適用時期」に決めました。

## 写真用紙の定義

写真画像での印刷コストの表示の際、写真画像と呼ぶには不適当であるような著しく安価な用紙を使用し、印刷コストを不当に低価格表示する不公正による市場の混乱のリスクが指摘されました。

この指摘に対して、写真用紙を品質面から定義する方法を検討しましたが、市場の購入希望者に容易に理解される、品質面からの定義方法での合意には達することはできませんでした。

そこで、本ガイドラインでは印刷コストの算出に使用する用紙コストは、プリンターの製造業者が推奨する写真用紙のものとするをもつて、上記のリスクの回避方法とすることで合意に至りました。

## A4 サイズ(文書印刷)及びL判サイズ(フォト印刷)以外のサイズについて

他の用紙サイズでの印刷コスト表示の需要に応えるために、他の用紙サイズへの本ガイドライン適用についての議論がなされました。

しかし、参照する一般文書イールド測定方法 ISO/IEC24711 では A4 サイズ、写真イールド測定方法 ISO/IEC29102 では L判サイズまたは 4×6 インチサイズでのイールド試験法となっているため、ガイドライン本文に加えることを断念し、それぞれの試験法に定められている試験方法を一部変更して使用することを「参考」情報としての記載に留めることとしました。

## 印刷コストへの用紙コストの含め方

このガイドラインの検討開始時、印刷コストはインクコストのみをもつて示すことも提案されていました。

しかし、インクジェットプリンターの技術の進歩と市場への普及から銀塩写真と比較されるようになってきた写真画像においては、銀塩写真が印画紙代金を含んだコスト表示になっているのに対し、インクジェットだけは用紙コストを含まなくて良いのかという指摘がなされました。

この問題を検討した結果、写真画像においては銀塩写真や昇華型プリンターとの印刷コストの評価も考慮に入れ、インクコストに用紙コストを加えた印刷コストの表示をすることとしました。

なお、普通紙に印刷する一般文書の場合は、普通紙の用紙コストの特定が困難であること、写真画像に比べて他の印刷方式との比較が一般的になっていないことから、インクコストのみをもつて印刷コストとすることとしました。

## 印刷コスト算出のためのインクカートリッジ及び写真用紙の価格

### オープン価格品の扱い

印刷コストを求めるために必要なインクカートリッジや写真用紙の価格がオープン価格の場合は、それらの価格を幾らとして算出するのかという議論がなされました。

その結果、オンラインショップの価格を適用することが決定されましたが、オンラインショップの価格は変動が予測されるため、オンラインショップの価格を使用した場合は参照したオンラインショップの情報を表示

しなければならないことを付帯条件としました。

### **価格が設定されている場合**

検討当初は、希望小売価格がある場合には希望小売価格を使用して印刷コストを算出するとしておりましたが、希望小売価格をつけないオープン価格の場合に使用されるオンラインショップ価格と比較すると、希望小売価格基準で算出される印刷コストの方が常に高いコストになる不公平が生じるとの指摘がありました。

希望小売価格が設定されている場合でも、オンラインショップでの実売価格を使用することも可能とすることを検討いたしましたが、その消耗品の価格が希望小売価格で示されている場合、一方で希望小売価格よりも低いオンラインショップ価格を示すことは、混乱を招くだけでなく、商品価格表示の観点からも問題の発生が予見されることから、希望小売価格を使用して印刷コストを算出することと致しました。

### **入り数の違いによる複数の商品設定がある場合**

同じインクカートリッジでも、例えば1個入りの場合と2個入りの2つの製品設定がある場合で、1個あたりの価格が異なる場合はどちらの価格を算出の基準とするのかという議論がなされました。(写真用紙の場合も、インクカートリッジと同様に、入り数が十枚程度から数百枚に及ぶ数種類の商品設定がある場合がほとんどです。)

検討の結果、インクカートリッジの場合は最小販売単位で購入されることが多いため、最小販売単位での価格を基準とすることにしました。

また、写真用紙の場合にはある程度まとまった入り数の製品で購入されることが多いのですが、その入り数の特定は困難なため、入り数については限定しないこととしました。ただし、印刷コストを安く表示するだけのために入り数を多くした商品設定の防止と、ユーザが一般市場において入手できなければならない利便性の面から、「メーカーオンラインショップ以外の一般市場において流通している商品」であることの条件を付加しました。

以上